

岩手県告示第879号

平成28年10月28日付け岩手県報第11626号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成28年岩手県告示第820号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 大船渡市猪川町字今出5の4、5の24、13
- (2) 所在が不明である通知の相手方 田村健助、田村長治郎、田村太右ヱ門、千葉吉郎

2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所